

証券投資信託受益証券等の保護預り規程

この規程は、株式会社SMBC信託銀行(以下、「当行」といいます)とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

保護預り証券の範囲

- 第1条 当行では、金融商品取引法第2条第1項第10号および同第11号に規定する次に挙げる証券を保護預り口座にてお預りします。
- なお、これらの証券を総称して「証券投資信託受益証券等」といいます。
- ① 証券投資信託の受益証券
 - ② 投資証券
 - ③ 投資法人債券
- 2 当行は前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。
- 3 この規程に従ってお預りした投資信託受益証券等を「保護預り証券」といい、「保護預り口座」にてお預りします。

反社会的勢力との取引拒絶

- 第1条の2 この保護預り口座は、第12条第5項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第5項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当する場合には、当行はこの保護預り口座の開設をお断りするとともに、当該預り方法及び保護預り口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

保護預り証券の保管方法及び保管場所

- 第2条 当行は保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別保管に関する規定に従って次のとおりお預りします。
- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がないかぎり他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」という。)できるものとします。なお、累積投資契約のもとで買付た証券投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによるものとします。
 - ② 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
 - ③ 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再委託することがあります。

混蔵保管に関する同意事項

- 第3条 前条の規定により混蔵保管する投資信託受益証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
 - ② 新たに投資信託受益証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の預け主と協議を要しないこと

保護預り口座の設定

- 第4条 投資信託受益証券等については、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。
- 2 保護預り口座設定申込書に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

契約期間等

- 第5条 この保護預り契約の当初契約期間は、契約日から1年間とします。
- 2 預け主または当行から申し出のないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

手数料

- 第6条 この保護預りの手数料(以下「手数料」という。)は、別に定める料率と計算方法により、当行所定の日に、預け主が指定した預金口座(以下「指定口座」という。)から、普通預金、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのお手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いくだされ、2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に解約があった場合は保護預り証券のすべてが償還(清算を含む。以下同じ。)された場合は、解約日または償還日(清算日を含む。)の属する月の翌日から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第9条により当行が受けとる保護預り証券の償還金、分配金(配当金を含む。以下同じ。)または解約、買取り代金等(以下「償還金」等という。)から手数料に充当することができるものとします。

社振法に関する同意事項

- 第7条 社振法の施行に伴い、預け主がこの約款に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- ① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託業者が代理して行うこと
 - ② 前号の代理権を受けた投資信託委託業者が、当行に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
 - ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
 - ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること
 - ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める約款の規定により管理すること

保護預り証券の返還に準ずる取扱い

- 第8条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2号の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。
- ① 当行に保護預り証券の解約または買取りを請求される場合
 - ② 当行が第9条により保護預り証券の償還金を受取る場合
 - ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

償還金等の受入れ等

- 第9条 保護預り証券の償還金等または分配金の支払がある場合は、当行がこれを受けとり指定口座に入金します。

連絡事項

- 第10条 当行は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- 2 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所あてに通知を行いましたその他の送付書類を発送した場合には、お客様の責めに帰すべき事由により延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

届出事項の変更等

- 第11条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「個

人番号カード」等を、ご提示またはご提供願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人をお求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

解約等

- 第12条 この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に預け主が当行所定の解約依頼書に届出の印影(または署名)により記名押印(または署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条による預け主(または署名)のお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2 前項にかかわらず、当行所定の期間については、この契約の解約をすることは出来ません。
- 3 保護預り証券は、預け主がお引取りになるまでは、この規定により当行がお預かりしているものとします。
- 4 次の各号のいずれにも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができますものとして、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当行からの申し出により契約が更新されないとき、および第5項による解約の場合も同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主等がこの規定に違反したとき
 - ④ 預け主が第17条に定めるこの規定の変更に同意されないとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
 - ⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本契約を解約すべきと合理的に判断した場合
- 5 前項のほか、次の各号のいずれにも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。
- ① 預け主が預金口座設定申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E.その他AからDに準ずる行為
- 6 前2項または契約期間の終了日の属する月の翌日から引取り日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払ください。この場合、第6条第3項にもとづく払戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いくだされ、
- 7 当行は、前項の不足額を引取り日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

緊急措置

- 第13条 法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

公示催告等の調査

- 第14条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

譲渡、質入れの禁止

- 第15条 この契約による預け主の権利および預り証は、譲渡または質入れすることはできません。

免責事項

- 第16条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
- ① 第11条第1項による届出の前に生じた損害
 - ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
 - ③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、投資信託受益証券等を受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
 - ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券等の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
 - ⑤ 前項の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または第9条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
 - ⑥ 第13条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- 2 当行が第12条第5項により本取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預け主がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって預け主にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

規程の変更

- 第17条 この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。

附 則

- 第1条 この規程は、2019年10月1日から施行する。